

県立職業能力開発施設再編整備検討会議設置要綱

(設置)

第 1 本県職業能力開発施設の適正な配置、訓練内容の充実及び施設運営の効率化等を図る観点から、県立職業能力開発施設再編整備について検討を行うことを目的に、県立職業能力開発施設再編整備検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 検討会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県立職業能力開発施設再編整備基本計画の検討に関すること
- (2) その他、県立職業能力開発施設の再編整備に必要な事項に関すること

(構成)

第 3 検討会議は、次に掲げる者のうちから、商工労働観光部長が就任を依頼した者をもって構成する。

- (1) 高等教育機関
- (2) 職業能力開発施設
- (3) 企業・団体
- (4) 前各号に掲げる者のほか、商工労働観光部長が必要と認める者

(組織)

第 4 検討会議に座長を置き、構成員の互選とする。

- 2 座長は、検討会議の議長となり、会議を総理する。
- 3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する構成員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 検討会議は、商工労働観光部長が招集する。

- 2 座長は、必要と認めるときは、関係者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(分科会)

第 6 検討会議に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の運営に関する事項は、別に定める。

(任期)

第 7 構成員の任期は、就任の日から令和 9 年 9 月 30 日までとする。

(事務局)

第 8 検討会議の事務局は、商工労働観光部定住推進・雇用労働室に置くものとする。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和8年2月3日から施行する。